省　令

○法務省令第二十七号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則及び法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十四日

法務大臣　上川　陽子

登記事務委任規則及び法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

第一条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の次に次の一条を加える。

第三十五条の二　仙台法務局石巻支局、気仙沼支局及び名取出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、仙台法務局で取り扱わせる。

第二条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、別表盛岡地方法務局の部の改正規定中

「「大船渡市　一関市　陸前高田市　を　奥州市　胆沢郡　西磐井郡　気仙郡」」

を

「「一関市　奥州市　胆沢郡　西磐井郡」」

に改め、「同款大船渡出張所の項及び」を削る。

第二条のうち、登記事務委任規則第三十七条の改正規定中「、水沢支局」を加える」を「、水沢支局」を加え、「及び二戸支局」を「、二戸支局及び大船渡出張所」に改める。

附則第三号中「仙台法務局の部及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則に次の一号を加える。

四　第一条中別表仙台法務局の部の改正規定　別に法務省令で定める日

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成二十七年六月一日から施行する。

○法務省令第二十八号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令の一部の施行期日を定める省令

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令の一部を次のように定める。

平成二十七年四月二十四日

法務大臣　上川　陽子

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令の一部の施行期日を定める省令

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第三号）附則第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十七年五月七日とする。

○厚生労働省令第九十五号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十八条の二第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第二項第二号ロに次のように加える。

(3)　その他イ(1)から(4)までに掲げる保険給付の受給権者であることを証する書類

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条の二」を「第十五条の四」に改める。

第十五条の三第二項第二号ロを次のように改める。

ロ　イの場合以外の場合にあつては、次に掲げる書類

(1)　死亡した年金給付の受給権者又は死亡した被保険者若しくは被保険者であつた者と第二項請求者との身分関係を明らかにすることができる書類

(2)　その他イ(1)から(6)までに掲げる給付の受給権者であることを証する書類

附　則

この省令は、公布の日から施行する。